

東京大学学術経営本部会議内規

令和8年4月1日
プロボスト裁定

(趣旨)

第1条 この内規は、東京大学学術経営本部規則（令和8年3月19日東大規則第78号。以下「本部規則」という。）第8条第2項の規定に基づき、東京大学学術経営本部会議（以下「本部会議」という。）に関し必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 本部会議は、本学の教育研究の高度化と持続的発展に資するため、次の事項を審議する。

- (1) 教育運営に係る全学的戦略及びその推進に関する事項
- (2) 研究の推進（研究体制の整備を含む。）に係る全学的戦略及びその推進に関する事項
- (3) 東京大学基本組織規則第16条、第17条及び第18条に基づく室等について（令和8年3月19日総長裁定。以下「室等の総長裁定」という。）第2条第2項に基づきプロボストオフィス機構等運営委員会の下に置かれる組織の設置又は改廃等に関する事項
- (4) 室等の総長裁定第1条から第3条までに基づき置かれる室等（以下「室等」という。）における教員の選考に関する事項
- (5) 室等における名誉教授候補者の推薦に関する事項
- (6) 教育研究に係る全学的戦略に基づく人事に関する事項
- (7) 教育研究に係る資源の配分及び活用に関する事項
- (8) 教育研究に係る施設整備に関する事項
- (9) その他学術経営本部の業務に関する重要事項

2 前項第4号に掲げる事項の審議を行う場合に限り、本部会議は東京大学基本組織規則第9条第5項に定める教授会に相当するものとみなす。

(組織)

第3条 本部会議は、議長及び委員をもって組織する。

(議長)

第4条 議長は、本部長をもって充てる。

2 議長は、本部会議を招集し、会務を統括する。

3 議長に事故があるときは、あらかじめ議長の指名する委員が、その職務を代行する。

(委員)

第5条 委員は、次に掲げる者に本部長が委嘱する。

- (1) シニアバイスプロボスト
- (2) バイスプロボストのうち、本部長が指名する者
- (3) 部局長（東京大学基本組織規則に規定する附属図書館、文書館、学内共同教育研究施設、学際融合研究施設、全国共同利用施設及び教育研究部局の長をいう。） 11名
- (4) その他本部長が必要と認めた者

2 前項第3号に掲げる委員の選出については、本部長が別に定める。

（任期）

第6条 前条第1項第3号及び第4号に掲げる委員の任期は、1年とする。

2 委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（議事）

第7条 本部会議は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。

2 本部会議の議事は、議長を除く出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。

（オブザーバー）

第8条 議長は、必要に応じ、委員以外の者をオブザーバーとして本部会議に出席させることができる。

（選考委員会）

第9条 本部会議は、室等の教員候補者の選考に際し、選考委員会を置く。

2 選考委員会の長は、次項第1号の委員のうちから本部会議の議長が指名する。

3 選考委員会の委員は、次に掲げる者に本部会議の議長が委嘱する。

- (1) 本部会議の委員 2名以上
- (2) 当該室等に関係する本学教員 2名以上
- (3) その他本部会議の議長が必要と認めた本学教員

4 選考委員会は、委員5名以上で組織する。

5 前4項に定めるもののほか、選考委員会について必要な事項は本部会議が別に定める。

（専門委員会）

第10条 本部会議に、特定の事項を検討するため、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会に関し必要な事項は、本部会議が別に定める。

（補則）

第11条 この内規に定めるもののほか、必要な事項は、本部会議が別に定める。

附 則

この裁定は、令和8年4月1日から実施する。